

公益社団法人寒河江青年会議所 児童文化賞（S J C賞）表彰規程

第1条（目的）

この賞は寒河江青年会議所の設立を記念し、寒河江青年会議所（Sagae Junior Chamber of Commerce）児童文化賞（S J C賞）といい（以下、「賞」という。）、寒河江青年会議所の基本理念（友情、修練、奉仕）にもとづき、寒河江、西村山地区内の小・中学校、高等学校在学の生徒、もしくは寒河江・西村山地域在住の小・中学生、高校生において、他の模範となる活動等を行った児童生徒、団体及び学校を対象として広く表彰することで、児童生徒の健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条（賞の対象）

本賞の対象は次の各号に掲げるものとする。なお、本賞の対象とする活動等は、その過程を重視するものであり、公益社団法人寒河江青年会議所理事会（以下、「理事会」という。）において承認された活動に対してノミネート及び表彰が出来るものとする。また審査は審査基準に準じ選考するものとする。

1. 地域の文化・芸能の継承・発展に繋がる活動をしたもの。（文化・芸能部門）
2. 隠れた善行、小さいながらも継続的な善行及び他の者の模範となる活動等を行ったもの。（善行・ボランティア部門）
3. 特に表彰に値するもの。

第3条（推薦）

本賞の推薦は寒河江、西村山地区内各市町村の教育、行政、民間の関係機関及び一般より、推薦書をもって社団法人寒河江青年会議所に提出する。対象期間は前年度の募集締切日より当該年度の募集締切日までの活動とする。

第4条（審査及び決定）

本賞の審査及び決定は、児童文化賞審査会において審査し、理事会によって決定する。
尚、児童文化賞審査会の構成員は下記のとおりとする。
また、審査委員長は西村山市町教育委員会連絡協議会 会長に委嘱する。

村山教育事務所 所長
西村山市町教育委員会連絡協議会 会長
寒河江市教育委員会 委員長
西村山市町教育長会 会長
寒河江市教育委員会 教育長
寒河江警察署 署長
西村山地区中学校校長会 会長
西村山小学校校長会 会長
西村山地区 PTA 連合会 会長
西村山子供会育成連絡協議会 会長
山形新聞寒河江支社 支社長
「詩音子ども文庫」主催者
寒河江青年会議所OB会 会長
公益社団法人寒河江青年会議所 理事長

第5条（表彰及び副賞）

表彰及び副賞は以下の通りとする。

1. 表彰名・個数

優秀賞・・・・・・・・各部門1団体 計2団体
理事長賞・・・・・・・・1団体
審査委員長賞・・・・1団体
奨励賞・・・・・・・・上記以外のノミネート作品
但し、該当者のない場合はこの限りでない。

2. 表彰式の日程は当該年度の理事会にて決定し受賞者の学校、または授与式にて行う。
但し、該当者のない場合はこの限りでない。

3. 表彰者には、表彰状及び記念品を贈る。

第6条 本規程に定めない事項については、理事会においてこれを審議決定する。

附 則

本規程は、昭和43年 6月23日より施行する。
本規程は、昭和53年 9月 1日より施行する。
本規程は、平成 3年 9月 5日より施行する。
本規程は、平成 4年 6月 3日より施行する。
本規程は、平成 8年 9月 5日より施行する。
本規程は、平成 9年 9月 4日より施行する。
本規程は、平成11年 9月 2日より施行する。
本規程は、平成15年 9月 1日より施行する。
本規程は、平成17年10月 1日より施行する。
本規程は、平成19年10月 3日より施行する。
本規程は、平成21年 5月 8日より施行する。
本規程は、平成25年10月 1日より施行する。
本規程は、平成27年 8月 7日より施行する。
本規程は、平成29年 8月 10日より施行する。